

要予約

令和5年度 出張年金相談の予約について

出張年金相談での年金手続き・ご相談は **予約制** となります。

相談を希望される方は、相談日の前日までに、下記の手順により松江年金事務所へご予約をお願いします。

■ 場所 役場 会議室 1 (1階)

相談日	5月	7月	9月	11月	1月	3月
	24日(水)	19日(水)	27日(水)	29日(水)	24日(水)	27日(水)
相談開始時間	13:00 ～15:30	13:00 ～15:30	13:00 ～15:30	13:00 ～15:30	14:15 ～16:15	13:00 ～15:30

※年金相談は事前に予約があった方のみ対象となります。予約なしで来場された場合は、相談をお受けできない場合があります。

※予約時間を10分以上経過してもご来場がない場合は、他のお客様の相談を行う場合があります。

※当日のフェリーが欠航した場合、中止になる場合があります。

ご予約ダイヤル かんたん予約の手順

予約番号や必要書類等をお伝えします。メモ等をご準備の上おかけください。

- ① 年金手帳など基礎年金番号のわかるものをご準備ください。
- ② **松江年金事務所 0852-23-9540** へお電話ください。(平日 8:30～17:15)
- ③ 音声案内が流れますので、「1」の後に「2」を押してください。
- ④ 担当者に「西ノ島町での相談予約」とお伝えください。
- ⑤ 担当者の質問にお答えください。
- ⑥ 予約日時、必要書類等をお伝えします。



■ 必要書類の例

本人確認書類(免許証等)、年金手帳、年金証書、通帳、みとめ印、死亡診断書、雇用保険被保険者証の写し、戸籍謄本(抄本)、住民票、所得証明書

ご予約・お問い合わせ先：松江年金事務所 (電話：0852 - 23 - 9540)

令和5年度 司法書士無料法律相談会について

主催：島根県司法書士会

■ 場所 黒木公民館

相談日	6月	7月	9月	11月	1月	3月
	17日(土)	9日(日)	10日(日)	12日(日)	21日(日)	17日(日)
相談時間	13:00 ～16:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00

※7月以降の相談において、予約がない場合は、午前10時をもって終了させていただきます。

※悪天候によりフェリー等が欠航となった場合は、中止となることがありますのでご了承ください。

■ 相談事項

遺産相続、遺言、不動産の売買、名義変更登記、お金の貸し借り、借金ローン、クレジット、悪質商法、会社の登記、裁判、調停、成年後見等高齢者の財産管理など、さまざまな法律相談・登記相談(無料、要予約、秘密厳守)

ご予約・お問い合わせ先：
島根県司法書士会相談センター
(電話：0852 - 60 - 9211)
毎週月・火・木 12:00～15:00

町外の医療機関で治療が必要な方へ 通院費の一部を助成しています！

西ノ島町では、離島特有の負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的として、町外の医療機関で治療が必要な方へ通院費の一部を助成します。助成対象者、手続き方法、助成額は以下のとおりです。

■ 対象者

西ノ島町に住所があり、町外の医療機関で治療が必要と医師が認めた方で、下記のいずれかに該当する方です。

- ① 中学生以下の子ども
- ② 障がい者手帳をお持ちの方
- ③ 不妊治療を受ける方
- ④ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑥ 必要な付き添い者（付き添いで1名限り）
 - ✓ 中学生以下の子ども
 - ✓ 身体障がい者手帳1種の方
 - ✓ 療育手帳A判定の方
 - ✓ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方

■ 手続方法

役場健康福祉課へ以下のものを持参し、申請の手続きをしてください。

- ① 医療機関で受領した領収証または診療明細書
- ② 隠岐汽船乗船の領収書
- ③ 宿泊施設の領収書 （利用者のみ）
（宿泊者氏名、宿泊日、利用人数が記載されたもの）
- ④ 希望の振込先の預金通帳またはカード
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 障がい者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証 （該当者のみ）



■ 助成額

次により算出した交通費と宿泊費の半額を助成します。（100円未満切り捨て）

区分	交 通 費		宿 泊 費
	船	バス	
本 土	高速船 運航時	往路：高速船、復路：フェリー2等の半額 ※ただし、往復フェリー利用の場合は、その半額	定額 5,000 円の半額 (2,500 円) ※ 3 歳未満助成なし
	高速船 休航時	往復：フェリー2等の半額	定額 5,000 円の半額 (2,500 円) ※ 1 受診日につき最高 2 泊 ※ 1 泊につき：2,500 円 ※ 3 歳未満助成なし
隠 岐 の 島 町	高速船 運航時	往復：高速船の半額 ※ただし、往復または片道フェリー利用の場合は、その半額	助成なし
	高速船 休航時	往復：フェリー2等の半額	定額 5,000 円の半額 (2,500 円) ※ 3 歳未満助成なし



医療を受けた日から **2年以内に申請** をしてください！

お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課（電話：08514 - 6 - 0104）